監査委員告示第７号

地方自治法第１９９条の規定に基づく監査結果の公表について

令和元年５月２９日

木津川市監査委員　西 井　正

定期監査結果について

地方自治法第１９９条第４項の規定により、同条第１項及び第２項に規定する事務の監査を実施したので、同条第９項の規定により下記のとおり公表します。

記

１　監査執行年月日　　平成３１年４月１９日（金）

２　監査対象部局及び監査の対象

議会事務局
(1) 政務活動費の支出状況について（平成３０年度分）
(2) 郵便切手等調査について（調査票）

行政委員会事務局
(1) 各委員会の活動状況について（平成３０年度分）
(2) 郵便切手等調査について（調査票）

３　監 査 の 方 法
監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

４　監　査　結　果
歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。
なお、以下の点について意見を述べる。

【議会事務局】

議会図書室についてであるが、関係図書の購入を進めるとともに、引き続き利用の促進に努められたい。

【行政委員会事務局】

行政委員会事務局は、独立した執行機関の事務局であり、多岐に渡り高度な専門性と知識を要求されることから、各種の研修に積極的に参加し、関係図書についても購入する等、引き続き研鑽に努められたい。

また、会計課が所管する証憑点検についてであるが、書類の添付洩れや受付印の押印洩れ、支払時期の遅延等が発見され、定期監査時に原課に対して指導を行なう等、有効であると認められることから、今後も引き続き実施されたい。